

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年二月七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十五号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和二十五年十二月奈良県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表(一)項(に)欄中「昭和五十一年」を「平成二十六年」に、「翌年の三月三十一日」を「十二月二十五日」に、「昭和五十二年」を「平成二十七年」に、「二年ごと」を「三年ごと」に改め、同表(四)項(い)欄中「公衆浴場」を「キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店」に改め、同表(六)項(い)欄中「寄宿舎」の下に「(延べ面積が千平方メートル以上のものに限る。）」を加え、同項(は)欄中「三百平方メートル以上」を削る。

第十八条第二項中「(い)の欄」を「(い)欄」に、「同表(六)項」を「同表(一)項、(六)項及び(七)項(ボーリング場及び水泳場に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第十七条第一項の表(四)項(い)欄の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。